

改正

平成26年3月28日訓令第5号

只見町療育支援ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 児童の心身障がい及び発達障がいの早期発見及び早期療育に対応し、成長段階に応じた支援を強化するため、並びに児童に関する保健、医療、福祉及び教育の関係機関が連携して、育児相談、発達相談、療育相談等を有したネットワーク型の療育支援システムを確立し、児童の療育支援の充実を図るために只見町療育支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 療育に係る実態把握及び児童の療育支援に係る情報の共有化に関すること。
- (2) 療育に係る関係機関の連携及び協力による取り組みに関すること。
- (3) 子ども及び家族を取り巻く子育て支援に関すること。
- (4) 障がいを持つ子どもの療育体制に関すること。

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、次条に掲げる機関の代表者で組織する代表者会議及び代表者会議の会長が指名する者で組織する分科会をもって構成する。

2 分科会に実務者会議及びケース検討会を置く。

(組織)

第4条 ネットワーク会議は、次に掲げる機関で構成する。

- (1) 只見町保健福祉課
- (2) 只見町教育委員会
- (3) 只見町立小中学校
- (4) 只見町立保育所
- (5) 南会津教育事務所
- (6) 会津（猪苗代）養護学校
- (7) 南会津保健福祉事務所
- (8) 会津児童相談所南会津相談室
- (9) 南会津圏域相談支援機関「あかまつ荘」

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、必要に応じて開催し、代表者会議は総括的な事項を、実務者会議及びケース検討会は具体的な事項を協議する。

2 代表者会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(秘密の保持)

第6条 ネットワーク会議の構成員は、会議及び活動において知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、保健福祉課保健係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。